



Go To トラベル 事業(キャンペーン)のご案内

期間:2020年7月27日(月)~2021年1月31日(日)予定 (2月1日(月)チェックアウト分まで)



★ Go To トラベル事業(キャンペーン)とは？

旅で地域を応援する官民一体型の需要喚起を目的としたキャンペーンです。国内旅行を対象に、日帰り及び宿泊ツアーの旅行代金の1/2相当額が国より補助されます。補助額には上限が設定されています。

- 2020年11月6日予約分より、ビジネスを目的としての出張は支援の対象外となります。
- 上限額は1人あたり、日帰りの場合は10,000円、宿泊の場合は1泊につき20,000円となります。
- 上記補助の内訳は、1/2相当額の7割(35%)が旅行代金の割引、3割(15%)が旅行先で使える「地域共通クーポン」の付与になります。

★ お客様のお支払い実額について

旅行代金からGo To トラベル事業による支援金を引いた金額がお客様のお支払い実額となります。別途、10月1日以降に出発の旅行に対して旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。

★ 支援金の受領について

国からの支援金はおお客様に対して支給されるものですが、当社はおお客様に代わって受領(代理受領)して、支援金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただきます。なお、お取消しの際は旅行代金を基準にして所定の取消料を申し受けます。お客様は、当社による代理受領についてご了承のうえ、お申込みください。

旅行代金補助によるお支払いイメージ

宿泊数	日帰り 補助額は10,000円が上限		1泊 補助額は20,000円が上限		2泊 補助額は40,000円が上限		
旅行代金(A)	10,000	20,000	30,000	40,000	80,000	100,000	
国からの補助額	5,000	10,000	15,000	20,000	40,000	40,000	
内訳	旅行代金割引額 〔旅行代金の35%相当額〕(B)	3,500	7,000	10,500	14,000	28,000	28,000
	地域共通クーポン 〔旅行代金の15%相当額〕※1	2,000	3,000	5,000	6,000	12,000	12,000
お支払い実額(A)-(B)	6,500	13,000	19,500	26,000	52,000	72,000	

※国土交通省・観光庁Go To トラベル事業概要を基に作成しておりますが、通達等により内容が変更になる場合があります。

※旅行業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守し、又、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づく要請等に従い、事業を実施いたします。

※1 「地域共通クーポン」をご利用いただけるキャンペーンは10月1日以降に開始となります。

開始日以前のご出発にはクーポンは付きません。旅行代金だけの割引となります。

「地域共通クーポン」の金額は1,000円単位となりますので、旅行代金の15%相当額を1,000円単位に四捨五入した金額となります。

《お問い合わせ・ご予約はこちらから》

株式会社 羽田観光 栃木県知事登録旅行業第2-324号 (ANTA正会員)

〒329-1311 栃木県さくら市氏家2565-30(営業時間 平日9:00~18:00、土日祝日は定休日)

TEL:028-682-2245 FAX:028-682-4614 mail:info@kaigiyan.jp